

淡路広域水道企業団制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札参加資格

入札参加資格を有する者は、淡路広域水道企業団契約規程（平成 22 年淡路広域水道企業団管理規程第 4 号）第 5 条の競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく淡路広域水道企業団入札参加資格制限基準（平成 23 年淡路広域水道企業団訓令第 1 号）による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しない者であること。
- (2) 当該入札に係る工事の工種について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づく建設業の許可（4,000 万円以上（建築一式工事の場合は、6,000 万円以上）の工事を下請させる場合は、特定建設業の許可）を有すること。
- (3) 当該入札の参加申込期間の最終日から入札日までの間に、淡路広域水道企業団指名停止基準（平成 22 年淡路広域水道企業団訓令第 2 号）に基づく指名停止又は建設業法第 28 条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (4) 建設業法第 26 条の規定により、当該入札に係る工事の工種の技術者（4,000 万円以上（建築一式工事の場合は、6,000 万円以上）の工事を下請させる場合は、監理技術者）を当該工事に専任で配置できること。

同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、当該工事に当該技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退をすること。

落札者は、契約期間中、当該工事に配置予定技術者を原則として当該工事現場に配置すること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）。
- (6) 入札公告に当該工事の設計業務等の受託者が示されている場合は、当該受託者でなく、次のいずれにも該当しないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ウ その他当該受託者との間に特別な提携関係があると認められる者

2 契約条項等を示す場所及び期間

淡路広域水道企業団契約規程及び工事請負契約書等については、淡路広域水道企業団総務課において、公告の日から入札日までの日（淡路広域水道企業団の休日を定める条例（平成18年淡路広域水道企業団条例第5号）に定める淡路広域水道企業団の休日（以下「企業団の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に閲覧に供する。

3 入札参加申込書等の交付

入札参加申込書等の様式については、淡路広域水道企業団総務課において、公告の日から入札参加申込期間の最終日までの日（企業団の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に配布する。また、淡路広域水道企業団ホームページ内においても提供する。

4 入札参加の申込み

当該入札案件に参加を希望する者は、公告に定めるところにより、次に掲げる書類を入札参加申込期間内に淡路広域水道企業団総務課へ持参により提出しなければならない。

- (1) 制限付き一般競争（事後審査型）入札参加申込書（様式第2号-2）
- (2) 資本的関係及び役員兼任に関する調書（様式第2号-3）
- (3) 誓約書（様式第3号-1）
- (4) 設計図書電子配布パスワード交付申込書（様式第5号-1）

※設計図書の交付を希望する場合

- (5) その他公告に定める必要と認める資料

5 入札保証金

入札保証金は、国、地方公共団体等との契約締結及び履行の実績、経営規模その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、免除する。

6 設計図書等の閲覧及び交付

当該工事に係る設計図書、仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）は、淡路広域水道企業団総務課において、公告の日から入札参加申込期限日まで（企業団の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に閲覧に供する。また、設計図書等の交付を希望する者は、公告に定めるところにより、設計図書電子配布パスワード交付申込書（様式第5号-1）と引き換えに設計図書電子配布パスワード交付書（様式第5号-2）が交付されるので、電子配布（ホームページからのダウンロード）の方法により、無償で設計図書等の交付

を受けることができる。

7 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対して質問がある場合は、原則として公告の日の翌日から公告に定めた質問提出期限の日（企業団の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に、質問書（様式任意）を淡路広域水道企業団総務課へ持参により提出しなければならない。

(2) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答は、原則として質問書の提出期限日の翌日から起算して3日以内（企業団の休日を除く。）に、入札参加申込者に対してファックスを送信するとともに、淡路広域水道企業団総務課において閲覧に供する。

8 入札に関する条件

入札に参加する者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 入札者が同一事項の入札について2人以上参加していること。ただし、別に定めたときはこの限りでない。
- (2) 建設工事にあつては工事請負入札書、業務委託にあつては業務委託入札書（以下これらを総称して「入札書」という。）が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合（談合）その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
- (7) 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りでない。
- (8) 入札書に記載された入札金額が、訂正されていないこと。
- (9) 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約権者宛の委任状を提出すること。
- (10) 内訳書提出が有の場合は、入札する前に積算内訳書を提出すること。

(11) 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者(最低制限価格又は低入札価格調査を設けたときは、初度の入札において当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

イ 初度の入札において(2)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(2)、(4)又は(5)に違反し無効となったもの以外の者

(12) 入札回数は、2回とする。

9 入札に際しての注意事項

(1) 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守ること。

(2) 不正その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは、入札を取り消すことがあり、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

(3) 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

(4) 積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された積算内訳書の内容等について入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

(5) 建設工事にあつては、建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず、同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

(6) 入札書は、入札に付する事項ごとに作成して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事(業務)名称に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

(7) 公告に示す日時及び場所で、入札執行職員の指示に従って、入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。

(8) 入札書(封書)を入札箱に投入した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

(9) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者と決定され、入札参加資格確認資料の提出を求められた入札者は、

公告に定めるところにより、提出を求められた日の翌日から起算して原則2日以内（企業団の休日を除く。）に、次に掲げる書類を淡路広域水道企業団総務課へ持参して提出しなければならない。

① 配置予定技術者の資格調書（様式第3号）

・添付資料：免許等を証する書類の写し（法令による免許等の場合）

② 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係調書（様式第4号）

・添付資料1：建設業の許可の通知書の写し（契約締結日に法定有効期間のあるもの）

・添付資料2：総合評定値通知書の写し

・添付資料3：株式の保有状況及び役員の就任状況が確認できる登記事項証明書等の写し（当該工事の設計業務等の受託者と関係がある場合）

※ 当該工事の設計業務等の受託者が表示されない場合は、記載及び添付不要

③ その他公告に定める必要と認める資料

(3) 落札候補者が入札参加資格確認資料を期限内に提出しない場合又は入札担当者の指示に応じない場合は、当該落札候補者がした入札は、入札参加資格がない者がした入札とみなし、無効とする。

(4) 入札担当者は、入札参加資格確認資料が提出された日の翌日から起算して原則として3日以内（企業団の休日を除く。）に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、落札者を決定し、書面により通知する。

また、入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して書面により通知し、順次、落札候補者の入札参加資格の確認を行う。

なお、落札者とされなかった入札者は、書面（様式任意）を持参して、その理由の説明を求めることができる。

(5) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。なお、落札者となるべき同額の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の日から5日以内に契約書を提出すること。

(2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は淡路広域水道企業団から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額の10分の1以上の次に掲げる契約保証の一つを付さなければならない。

- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、淡路広域水道企業団が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- (2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結。なお、この当該保険証書を淡路広域水道企業団に寄託しなければならない。

13 支払条件

(1) 前金払

保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の10分の4以内で1億円を限度に前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる建設工事請負契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内の前金払を行う。なお、通算して前払金を1億円以内とする。

(2) 中間前金払

落札者は、契約金額の10分の2を超えない範囲内で、既にした前金払に追加して中間前金払を請求することができる。

(3) 部分払

落札者は、公告に示すところにより、部分払を請求することができる。

14 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10の規定に基づき最低制限価格制度による最低制限価格を設定する。

15 無効とする入札

次に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 制限付き一般競争入札参加申込書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者がした入札

16 その他

- (1) 入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とする。
- (2) 落札候補者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、並びに淡路広域水道企業団が指定する期限までに入札参加資格確認資料を提出しなかった場合には、淡路広域水道企業団指名停止基準に基づく措置を行うことがある。

- (2) 建設工事請負契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後、速やかに証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約権者に提出すること。
- (3) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (5) 落札者は、直ちに CORINS 登録の手続をしなければならない。
- (6) 現場説明会は、実施しない。